

徳島大学COCプラスプログラム教員会議設置要項

平成27年12月15日

学長制定

(趣旨)

第1条 この要項は、徳島大学COCプラス推進本部設置要項第8条第2項の規定に基づき、徳島大学COCプラスプログラム教員会議（以下「教員会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置分野)

第2条 教員会議は、とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム（以下「プログラム」という。）による次の各号に掲げる分野ごとに設置する。

- (1) 次世代技術関連分野（LED，自動車，ロボット等）
- (2) 地域医療・福祉関連分野
- (3) 6次産業化関係分野
- (4) 地域づくり・観光関連分野（ICT活用を含む。）

(所掌事項)

第3条 教員会議は、前条各号に掲げる各分野に関連する学部の教務委員会と連携し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) プログラムに関する教育カリキュラムの改善に関すること。
- (2) とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム教育プログラム開発委員会分野別分科会との連携に関すること。
- (3) その他プログラムの実施について必要な事項

(組織)

第4条 教員会議は、第2条各号に掲げる各分野における教育カリキュラムを構成する授業科目の担当教員を委員として組織する。

2 前項の委員は、学長が命ずる。

(議長)

第5条 教員会議に議長を置き、教員会議の互選により選出する。

- 2 議長は、教員会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 教員会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(COCプラス推進コーディネーター等の出席)

第7条 COCプラス推進コーディネーターは、会議に出席し、議長の求めにより意見を述べるものとする。

2 教員会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 教員会議の庶務は、第2条各号に掲げる分野に関連する学部の学務担当部署、研究・社会連携部地域創生課及び学務部において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、教員会議について必要な事項は、教員会議が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年12月15日から実施する。